

議案第 6 5 号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

附属機関として、支えあい「ながよ」推進協議体を新たに追加するもの。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表町長の部に次のように加える。

支えあい「ながよ」 推進協議体	20人以内	2年	地域における生活支援・介護予防の基盤 整備に向けた取組及び地域における支え 合いの体制づくりの推進に関する事務
--------------------	-------	----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。